

## 道民の皆様から北海道への質問等

(募集期間：令和元年9月5日～10月4日)

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
1	9月27日 (金)	稚内市	FAX	<p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に係る質問及び疑問等について</p> <p>1. 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の検証を行う確認会議について            疑問：北海道は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の提案を受け、確認会議で協議・確認を開始しましたが、確認会議設置要綱の所掌事項を見ると、「協定第2条、第3条、第4条、第5条」のみが対象となっています。しかし、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」の第14条では「協定の履行状況を確認する」と規定されており、第15条でも「協定に定める事項」となっています。どうして、確認会議の所掌事項は、協定の一部の規定を対象としたのでしょうか？</p> <p>疑問：北海道は、研究期間の延長(案)の提案を受け、確認会議で協議・確認を開始しましたが、なぜ、計画受け入れから今日まで、多くの疑義・問題            (例、①1999年第2回道検討委員会で示された「再取り出しの研究計画はありません」との説明及び、2006年3月「幌延深地層研究計画第2段階(平成17～21年度)を対象とした工学技術の適用性検討に関する計画案」でも、「回収技術は幌延深地層研究計画での検証も実施しない」との報告に反した「搬送定置・回収技術などの実証試験」「可逆性・回収可能性調査技術高度化開発(資源エネルギー庁委託事業)」などが幌延で実施された事案。            ②2012年10月30日付の豊富町民による豊富町での住民説明会開催要請に対し、幌延センター所長は、11月12日付け回答で個別の説明会、の対応を拒否した問題及び「幌延町における深地層研究所(仮称)計画書(平成10年10月)」に明示されている「地域の方々との意見交換などを行う」に反する行為。            ③2008年原子力機構地層処分研究開発部門長や2009年の「地下研究施設における放射性核種を使用した研究」への原子力委員長「支援」発言、また、2010年NUMOのレビュー版報告書での「幌延での今後JAEAとの共同研究の検討」記述、            ④幌延周辺自治体が核持ち込み拒否条例の制定に動き出した際、原子力機構の監督官庁である経産省がそれぞれの自治体に圧力的行為を行った問題、等々)に対し、なぜ、確認会議を開いて検証しなかったのですか。</p> <p>質問：今回、原子力機構は、「令和2年度以降の幌延深層研究計画(案)」の提案にあたり、協定書第</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>7 条に基づいて、事前協議を申し出たようですが、過去の「計画変更」では手続きを行っていません。その計画変更とは、幌延深地層研究計画における共同研究の実施です。2004 年、幌延町内で配布された幌延町民対象のお知らせチラシによると、同年 10 月 1 日に原環センターと原子力機構の間で共同研究契約を締結し、同年 10 月 25 日から 11 月 7 日まで幌延町内で共同で物理探査（孔内地震探査）を実施するという内容です。これについては、2007 年 3 月の原環センタートピックス No. 81 号において、「平成 16 年度から・・・国内フィールド試験は、北海道幌延町において原環センターと原子力機構による、地質環境調査技術の適用検討に関する共同研究の一部として実施している。」と報告されています。問題は、この共同研究について幌延深地層研究計画平成 16 年度事業計画には、実施予定の記述がないばかりか、同年度事業成果報告書にも実施の報告がないのです。これは明らかに協定書第 8 条と第 7 条に反する事実です。仮に急な話であったとしても協定順守を言い続けている原子力機構として、協定書第 7 条に基づいて「計画変更」の手続きを取るべきであったし、その手続きが取れなかった場合でも、翌年の平成 17 年度事業計画に予定すればいいだけの話です。当然、この共同研究に係る確認会議は開かれた形跡がありません。一体チェック機能はどうなっているのでしょうか。</p> <p>質問：2014 年 9 月 5 日の第 20 回地層処分研究開発・評価委員会で示された『「地層処分技術に関する研究開発」に係る「中間評価」の暫定評価に基づく見解について』の〈本委員会としての見解〉の中で、「深地層の研究施設は、人材養成のためのフィールドとしても活用されている。・・・ことに加え、国際協力として参画している IAEA 国際地下研究施設ネットワーク（URFnetwork）の活動の一環として・・・深地層の研究施設を活用した IAEA トレーニングコースが幌延、瑞浪・・・それぞれ IAEA との共催で開催されている。」とあります。また、2018 年 3 月の地層処分研究開発調整会議の地層処分研究開発に関する全体計画（案）の中の「・若手技術者の現場経験を積む機会の創設」において「NUMO は国内外の関係機関との共同研究等において、若手技術者を長期的に現場へ派遣するとともに、IAEA 等の国際機関が主催する研究現場でのトレーニングコースへ参加してきている。」と報告されていることから、幌延での IAEA トレーニングコースに、NUMO が参加した場合、協定書第 3 条の最終処分を行う実施主体への貸与（間接的であるが）に当たると考えられます。事実確認が必要ではないですか。</p> <p>問題：原子力機構は、「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第 7 条の規定（計画の内容を変更する場合には、事前に協議する）に基づき提出し協議を申し入れ、9 月 10 日に第 1 回確認会議が開催されました。しかし、この協議開始前の</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>8月27日に、原子力機構は地域住民説明会を強行し、さらに同月29日には札幌市でも説明会を実行しています。この行為自体、「幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書」の7.(2)にある「サイクル機構（現在、原子力機構）は、計画の変更内容について協議が整った場合には、速やかに公表する」確認を完全に無視した既成事実ではないですか。協議が整うどころか開始もしていない段階で、地域住民や札幌市民（道民）に説明した問題について、確認会議で問題にすべきではないですか。</p> <p>質問：1998年に幌延深地層研究所(仮称)計画(平成年10月)が申し入れられた際、北海道は道庁幹部職員らを委員として検討委員会を設置し、検証作業を行っていますが、現在、この検討委員会に委員として参加していた職員は道庁に在籍しておりますか。幌延深地層研究計画の経過やこれまでのやり取りを知っている人が確認会議のメンバーになっているのでしょうか。</p>	
2	9月29日 (日)	江別市	メール	<p>北海道は、深地層研究を始めるにあたって、20年程度の期限で受け入れてくださいと地元で説明して回ったとお聞きしています。今回原子力機構から延長案が出ていますが、最初の約束と違うことに対して北海道としてどう考えるのか、見えてきません。黙って認めることは地元の方々の思いを無視することになります。ぜひ説明してください。</p>	
3	10月1日 (火)	釧路市	FAX	<p>北海道庁（および北海道知事）への質問</p> <p>③北海道は「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する道民からの意見（パブリックコメント）を募集されましたが、北海道がJAEAが出した新計画案に対し、どのように慎重な判断をし、どのような返答をするのか、道民は注視しています。</p> <p>研究機関延長申し込みに対して集められた道民の意見を、どのように反映させるのですか？また、どの部署課のどのような立場の担当者、または検討委員などが北海道としての回答をまとめるのですか？</p> <p>④北海道（及び北海道知事）が道民の信頼に応えるには、2001年に締結した三者協定を遵守し、期日範囲内に埋戻しを完了させるようもとめることや、新計画案を受け入れない態度を明確に示すことが必要です。加えて「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を信頼性のあるものとして掲げ続けることが道民から望まれていると考えます。</p> <p>この度の新計画案に対する回答と共に、この際、語尾の曖昧な「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」から「受け入れない」ことを明確に文書化し、宣言すべきではないでしょうか？</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
4	10月1日 (火)	札幌市	FAX	<p>この度の原子力機構からの研究期間延長協議の申し入れについて、どのようなスタンスで臨まれるのでしょうか？</p> <p>新たな計画案の研究期間大巾延長と研究の終了時期が記されていないことは道民との約束を反古にするものです。道民をないがしろにする最終処分場につながるであろう機構の案を道はきちんと拒否できるのですか？</p> <p>道民あつての「道」であることを肝に銘じて下さい。申し入れに対し、講じうるあらゆる措置をして下さい。</p>	
5	10月2日 (水)	札幌市	メール	<p>北海道には、核のごみの持ち込みは「受け入れ難い」と宣言した都道府県で唯一の条例がある。『直ちに、施設を閉鎖し、坑道を埋め戻す』計画の提出しか許されない。</p> <p>北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室長 は、『三者協定』と『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（平成12年10月24日、条例第120号）』の遵守義務に違反しているので、即刻、辞任すべきである。</p>	
6	10月3日 (木)	札幌市	メール	<p>幌延の深地層研究センターを作る際には可能な限り想定を行い協議の結果結ばれた協定や、条例が設けられたと思います。</p> <p>道は道民の安全で安心の生活を保障する上で最低限守っていかねばならない責務の一つであり、その利益は道民に対して最大限に向けられるものでなければならぬと考えます。</p> <p>三者協定では研究施設の研究期間や埋めもどし期日こそ明記されなかったものの、その協議段階では研究期間を20年程度ということで話し合われていたメモも残され、それでいてなぜ協定書にその文言を削ったのか明確な説明がありません。</p> <p>しかしながらそのメモの存在は3者における共通認識が存在したものである事はうかがい知れるものであり、協定書の記載がないからと言ってその共通認識が否定されるものではないと考えます。</p> <p>道としては、この度の日本原子力研究開発機構による研究機関延長に関して道民との約束、道民の生活、北海道の産業において福島原発事故を踏まえ棄損の可能性の高い原子力事業に関してどのように考え、どのような姿勢でのぞみ、北海道民及び道内企業との信頼関係を将来に向けどう考えているかが問われる場面ではないでしょうか？</p> <p>福島原発事故以降、クリアランスレベルが改定され、それ以前は100ベクレル/Kg以上は嚴重に保管管理が義務付けられた放射性廃棄物の基準が80倍の8000ベクレル/Kgになったことはとても大きな問題の一つと考えます。</p> <p>このクリアランスレベル以下なら一般廃棄物と同様に扱えるというのでは、状況が変われば基準も変えられる前例を作ったようなものであり、法令順守から力のあるところには法令付度により変わ</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>ってしまった感があります。</p> <p>仮に国がそのように変更されたとしても、それよりも厳しい基準を道として設け、道民の安心安全と信頼を確保するのは道本来の在り方であり責務だと考えますがいかがでしょうか？</p> <p>今後も北海道民の信頼にこたえられる道政であることを強く望むものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3者協定作成にあたって明記されなかった研究期間、しかし十分共有した認識のあったとされる「研究期間を20年程度」とされるものについてどのように考えているのか？</li> <li>2. 3者協定の記載のない部分で何か解釈の変更や何かがあるのでしょうか？</li> <li>3. 3者協定に関しての担当官での引継ぎ事項の確認は3者間でその後行われているのか？</li> <li>4. 3者協定に関して一方的な変更はできるものなのか？</li> <li>5. 3者協定に関しては道民との約束事でもあるのではないのか？</li> </ol>	
7	10月3日 (木)	長沼町	メール	<p>北海道庁（および北海道知事）への質問</p> <p>JAEAが出した新計画案に対し、北海道がどのように慎重な判断をし、どのような返答をするのか、道民は注視しています。研究機関延長申し込みに対して集められた道民の意見をどのように反映させるのですか？また、どの部署課のどのような立場の担当者、または検討委員などが北海道としての回答をまとめるのですか？</p> <p>北海道（及び北海道知事）が道民の信頼に応えるには、2001年に締結した三者協定を遵守し、期日期間内に埋戻しを完了させるように求めることや、新計画案を受け入れない態度を明確に示すことが必要です。加えて「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を信頼性のあるものとして掲げ続けることが道民から望まれています。この度の新計画案に対する回答と共に、この際、語尾の曖昧な「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」から「受け入れない」ことを明確に文書化し、宣言すべきではないでしょうか？</p>	
8	10月3日 (木)	稚内市	郵便	<p>4 瑞浪超深地層研究所の埋め戻し工事工程案との相違</p> <p>岐阜県瑞浪市の超深地層研究所は、埋め戻しをした後の地下水の状況を5年間モニタリング調査をしたいと、研究内容も期間も極めて限定的で、その後は敷地を整地するとしている。北海道と岐阜県の知事は自民党系でありながら、こうも対応が違うのは政治力の問題なのか。（同じ自民党系の青森県知事も最終処分場につながりかねない問題では、厳しい対応をとっている）</p> <p>5 北海道として毅然とした対応を</p> <p>研究課題、研究期間にしっかりと制約をかけなければ、再延長、再々延長を唯々諾々と受け入れることにつながり、中間貯蔵施設や最終処分場に転用される可能性を否定できなければ、北海道内に、幌延周辺に、また40年前の混乱と分断、対立を持ち込むことになります。北海道として、三者協定</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>を担保するために、研究課題や研究期間にしっかりと制約をかけられないのであれば、今回の計画案の協議は拒否すべきです。北海道の請負工事でも業務委託でも、必要最小限度の事由と期間の明示がなければ、工期(業務期間)延長は認めてくれないのではないかと。</p> <p>6 最終処分場の候補地の開示 資源エネルギー庁と原子力環境整備機構が 2011 年に示そうとしていたとされる最終処分地の候補地について、現状は白紙になったものと考えられるので、開示するように国に求めるべきだ。開示されない限り、幌延町および北海道内が最終処分場にされるのではないかと疑心暗鬼は払拭されません。</p>	
9	10月4日 (金)	北広島市	メール	<p>令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)への意見募集に際し、意見を送信します。</p> <p>これまで、研究の終了時期と埋め戻す時期を明確に平成30年度に公表していただけたことでしたが、突然の、新たな計画案の公表、研究の終了時期の明記がない研究期間の延長の計画となったこと、道民の生活を第一に考える行政機関の動きに大変残念な思いです。道民との約束違反ではありませんか。</p> <p>北海道の農業は、現在収穫・出荷の繁忙期です。気象状況とにらみ合いながら収穫作業や畑じまいに追われています。</p> <p>この意見募集が行われていることの情報キャッチしていない道民も多くいることと思います。</p> <p>研究施設は幌延町にありますが、北海道民の将来の生活にかかわる重大な事案であり道民一人ひとりに説明する姿勢をもって、情報の公開・説明に時間を費やすべきと考えますが、どのように取り組まれるでしょうか。</p> <p>この計画が執行される、未来を生きる子どもたち世代に対してもわかるように説明をして、意見を聞くべきであり、そういう視点で道政運営をすすめていただきたいと考えます。どのように考えていますでしょうか。</p> <p>どうぞ質問意見を踏まえた対応がすすめられますよう、よろしく願いいたします。</p>	
10	10月4日 (金)	札幌市	メール	<p>③「北海道に核を持ち込まない」という姿勢を今まで以上に鮮明にするために「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に記されている「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「特定放射性廃棄物の持込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正することが道民の不安を払拭することになると思いますが、条例改正についてどのようにお考えですか？</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
11	10月4日 (金)	札幌市	メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の幌延深地層研究期間「延長」は、これまで「三者協定」で「研究期間は20年程度」としてきた道民との約束を反故にするものであり、到底認めることはできません。今回の「延長」を認めることになれば、将来、幌延、北海道が「核のゴミ」の最終処分場となる可能性に道を開くことになる、強い危機感を感じていますが、北海道はどのように認識しているのか。</li> <li>・また、こうした終わりのない研究「期間」延長の申し入れは、自治体や道民を軽視したものに他ならないと考えるが、北海道はどのように捉えているのか。</li> <li>・また、こうした埋め戻しについて明記されていない研究計画(案)を北海道は受け入れるべきではないと考えるがどうか。</li> </ul>	
12	10月4日 (金)	札幌市	FAX	<p>「幌延深地層新計画」に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締結していた三者協定をしっかりと守るべきではありませんか。守っていただきたいです。</li> <li>・北海道を核のゴミ捨て場にしていきたいと思いますか。絶対にしないでください。</li> <li>・この機会にきちんと対応しないで、もしものことになっていたら・・・100%安心安全はあり得ません。誰も責任を負えません。北の大地の恵みはどうなるのでしょうか。美しい自然は保てるのでしょうか。住む人々の健康は大丈夫でしょうか。北海道を守ってください。</li> </ul>	
13	10月4日 (金)	札幌市	FAX	<p>※研究期間の延長とともに「三者協定」は空洞化され、幌延が最終処分地にされる危険性があります。道民として容認できません。北海道におかれましては、「三者協定」ならびに確認書の規定の遵守を切望いたします。</p>	
14	10月4日 (金)	札幌市	メール	<p>幌延の深地層研究施設については地元住民との期間20年程度という約束に基づく三者協定書で研究のみで核物質を持ち込まないこと、研究終了後の速やかな閉鎖と埋め戻しが約束されていて、協定書本体に年限の記載はないとは言え、20年を大きく超えることのない範囲で実行されるものというのが道民の共通理解とされてきていて、NUMO側からもその理解が間違いであるという明確な反論も為されてきていない。</p> <p>今回、突如大幅な期間延長案が打ち出されたので事情を確認するため8/29の札幌説明会に参加したが、説明によれば何らかの突発問題が生じたわけでもなく、計画通り研究を進めたがまだ必要な研究があり、期間を延長したいとの説明であった。説明によれば彼らの主張する延長研究の必要性はずっと以前から明らかに認識されていたと考えざるを得ず、そうであれば地元住民との信頼関係の必要性を考えれば常識的対応として早期から延長の必要性の説明と協議があつてしかるべきであろう。</p> <p>それが、20年の目安の期間のぎりぎりになるまで何の説明もなく、突如延長案を打ち出してくるという対応は非常識であり、住民、道民を無視して形式的手続きのみで大幅な期間延長を強行でき</p>	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>ると考えていると思わざるを得ず、とても容認できる提案ではない。8/29の説明会ではわずか数名の質疑を受ける時間しか用意されず、その他の質問には後日文書で回答するという事だったので、この趣旨の質問を提出して回答を待っているが、一ヶ月以上過ぎた現在まで何も連絡もない。</p> <p>このような道民軽視、説明責任放棄の態度を見る限り、協定書の核物質持込の否定、処分場転用の否定の約束も本当に守る気があるのか大きな疑問を感じざるを得ない。このような信頼関係を破壊する一方的な延長提案は、内容以前の問題として行政はそのまま受け入れてはならず、今後の幌延施設のありようは協定書の趣旨を踏まえて広く住民参加で一から協議をし直すべき。</p> <p>道はNUMOのこのような住民軽視、信頼関係破壊をどのように認識しているのか。</p>	
15	10月4日 (金)	北広島市	メール	<p>私は今回の新計画案についてこのような疑問を持っています。</p> <p>4. 北海道は、協定15条により、協定違反をした機構に対して『研究停止などの必要な措置』を講じることや、機構の協定違反事項について、道民に公表しなくてはならないのではないのでしょうか。以上、いち道民としての疑問を送らせていただきます。</p> <p>道には、なし崩しで機構の言う事を丸飲みするのではなく、未来のために通すべき筋を通して下さることを期待します。</p>	
16	10月4日 (金)	—	メール	<p>幌延の高レベル放射性廃棄物の処分研究は、当初の計画で20年程度となっていたにもかかわらず、期限も明記せずにズルズルと引き伸ばすことになっています。もともと、「核のゴミを受け入れ難い」という北海道条例がある中で、このような研究を進めること自体が間違っており、北海道民の安心安全に全く配慮していないと言わざるを得ません。どのような危険性があるのか、予測もできず正確な判断が全くできない中で、補助金を垂れ流すような研究施設の継続はやめるべきです。このようなことに時間とお金をかけるぐらいなら、今も放射性廃棄物を増やし続けている原発の稼働をやめ、処分技術の研究に力を注ぐべきです。また、処分技術が確立するまでは、核ゴミをいまある場所から移動させるべきではありません。危険性を「見えない化」しても解決にはなりません。むしろ解決をより困難にするだけです。技術の不確実性が議論されながらも、最終処分地選定に関しては自治体首長の裁量で判断、回答されるのは北海道民にとって大変、不安です。少なくとも、高橋はるみ前知事は、東日本大震災の直後に国が呼びかけた「燃焼可能な災害瓦礫（指定廃棄物）の受け入れ（痛み分け）」についてさえも、(2011年6月)「北海道条例がありますから」と、やんわり受け入れを拒否した実績があります。※燃焼可能な災害瓦礫は総量が想定より少なかったため、受け入れる意志を表明した苫小牧市にも運び込まれませんでしたし、北海道条例によって指定廃棄物でさえ北海道への受け入れを拒否したのですから、北海道外で作られた核のごみを北海道に受け入れることは、あり得ません。</p>	



区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
17	10月4日 (金)	石狩市	FAX	令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)に対するパブコメ 1. 道民を軽んじ、なし崩し的に最終処分場になりかねない。今回の機構の案を北海道は認めるのか。 ※次世代に少しでも安全な北海道を残す為、食料基地としての北海道が日本中に、世界に安全な食料を供給し続ける為に放射性廃棄物の持ち込みに反対する立場で疑問な事を記しました。	
18	10月4日 (金)	札幌市	メール	「2020年以降の幌延深地層研究計画(案)の内容について、道民の質問や疑問を募集する」とのことだが、まず、道の立場について質したい。 1. 三者協定に於ける道の立場を明確にされたい。 幌延町および原子力機構それぞれに対する道のスタンスがよく分からない。 2. 道も協定の当事者でありながら、協定書に肝心の研究終了年月を明記しなかったのは何故か。理由を説明されたい。 3. 研究の進捗状況の確認と評価は、原子力機構内で行われるべきことであり、道がやるべきことではない。三者協定が結ばれた時に示された当初計画は、既に終了しているのだから、道は原子力機構に対し埋め戻しを命ずべきではないか。	
19	10月4日 (金)	—	メール	ご周知のように「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」(条例公布平成12年10月24日)と道・幌延町・核燃料サイクル開発機構の三者が調印した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」(平成12年11月)がある。にもかかわらず、本年2019年8月8日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下 JAEA)は突然「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を提出し、処分概念オプションの実証と地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力に関する研究をするため、2020年(令和2年)以降も第3期及び第4期中長期目標期間を目途に取り組むとしている。しかし、この計画案には具体的な期日は一切記載されていない。さらに、JAEAは国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行う、と記している。換言すれば、整備の完了ができなければ、埋め戻しを行わないということである。これでは、かつて「もんじゅ」が見込みもないのに何度も繰り返し、引き延ばしをしたのと同じことである。明確な研究計画のロードマップを示すことなく、なし崩し的にズルズルと「研究」をつづけられるような内容になっている。 そもそも、高レベル放射性廃棄物の行き場については地層処分が最適という結論はまだ出ていない。深地層といえども、坑道の深さはわずか300?400mしかない。地球の半径6371Kmであるから、人間の皮膚に譬えればうすい表皮にすぎない。一方、地球は言うまでもなく生きており、昭和神山が示すとおり、地殻変動の勢いは人智を越えるものがある。10万年前、日本列島は未だ今日の形	

区分	受付日	住 所	送付	質 問 ・ 疑 問 等	備 考
				<p>になっていなかった。幌延町をふくむ北海道北部は湿原地に接し、私が見学した時も、坑道は水浸しだった。ドイツのゴアレーベンの地層処分が失敗に終わったことはよく知られている。また米国では、ユッカマウンテン（ネヴァタ州）の地層に処分する予定だったが、オバマ政権下で選択地が不適切となり予算は打ち切られた。</p> <p>幌延町と北海道は短期の収入のために、北海道の豊かな大地とそこに暮らす人びと生業を引き換えにしてはならない。遠大なる未来の世代の無限の負の遺産を残してはならない。利尻・礼文島の美しさをはじめ、海岸線にそって広がる湿原と牧草地は体験型観光、酪農、農業、自然エネルギー源となる恵まれた土地である。これら大地と自然の景観はお金では手に入れることのできない潜在力に溢れた宝である。知事、北海道議会そして幌延町は、将来を見据え、何が真にこの地域と北海道のためになるかを冷静に熟慮し、JAEAの新研究計画案を受け入れてはならない。毅然として拒否すべきである。</p>	
20	10月4日 (金)	江別市	メール	<p>「原子力機構への質問」となっていますが、原子力機構は延長案が受け入れられるかどうかは町と道が決めることと言っています。どうか、北海道の大切な土地を、住民を、守ることを考えてください。これから先のことを、長い目で考えてください。ドイツのように、倫理的視点も大事です。</p>	